

実施計画（変更後）

1 調査の名称

全国消費実態調査

2 調査の目的

全国消費実態調査は、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出並びに住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量及び貯蓄・負債現在高を調査し、家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的属性

全国

(2) 属性的範囲

世帯及び世帯員

4 報告を求める者

(1) 数

① 甲調査の調査票

約56,400世帯（母集団の大きさ 約5200万世帯）

② 乙調査の調査票

約700世帯（母集団の大きさ ①に同じ）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）（詳細は、別紙1のとおり）

① 甲調査

ア 市部

直近の国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。

第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全国で約9,400調査区を抽出し、2調査区を1調査単位区として、全国で約4,700調査単位区を設定する。

第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から二人以上の世帯を11世帯、単身世帯を1世帯抽出する。

イ 郡部

町村を第1次抽出単位、調査区を第2次抽出単位、調査区内の世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出方法による。

第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全国で約200町村を抽出する。

第2次及び第3次抽出では、市部の第1次及び第2次抽出と同様な方法で抽出する。

② 乙調査

平成26年8月、9月及び10月に家計調査の家計簿の記入が終了する二人以上の世帯から、無作為抽出により、約700世帯を抽出する。

(3) 報告義務者

① 後記5(1)①に掲げる事項については甲調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が、後記5(1)②アに掲げる事項については乙調査世帯の世帯主が、後記5(1)②イに掲げる事項については乙調査世帯の18歳以上の世帯員がそれぞれ報告しなければならない。

② 前記①の規定による報告は、甲調査にあつては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。乙調査にあつては調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

ただし、甲調査世帯については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 甲調査は、調査票(別紙2-1から2-5)により、以下の事項を調査する。

ア 収入及び支出に関する事項

収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、現物収入の品名・見積り金額・入手方法、支出の品名・金額・支払方法・用途・購入地域・購入先

イ 主要耐久消費財に関する事項

家具・電気製品等の所有総数・取得時期別所有数、自動車・自動二輪車の国産・輸入の別・取得時期・初度登録年・種類、会員権の所有数・購入価格

ウ 年間収入に関する事項

過去1年間の収入の種類・金額

エ 貯蓄現在高に関する事項

貯蓄の有無、金額

オ 借入金残高に関する事項

借入金の有無、金額

カ 世帯及び世帯員に関する事項

氏名、性別、世帯主との続き柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、育児休業の取得の有無、事業の名称・内容・本人の仕事の内容、勤め先の企業区分・規模、在学者の学校の種別、各種学校等への通学の有無、介護の状況、要介護・要支援の別、3か月以上不在の家族のうち主たる収入を得ている人の氏名・不在理由・世帯主との続き柄、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、子の住んでいる場所、罹災証明書の取得の有無・災害の種類・被災した年月・被災による転居の有無、単身世帯の形態

キ 現住居等に関する事項

住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、地代の支払の有無、住居の敷地面積、住居の建築時期、住居への入居時期、設備の有無

ク 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造，現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積

- ② 乙調査は，次の事項を調査する。このうち，調査事項ア及びイについては調査票（別紙2-6及び2-7）により，また，同ウ及びエについては総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項，世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより調査する。

ア 家計の支出に関する事項

こづかいを渡した世帯員・金額，世帯員の支出の品名・金額・用途

イ 個人的な収入及び支出に関する事項

収入の種類・金額，支出の品名・金額・支払方法・用途

ウ 年間収入に関する事項

エ 世帯及び世帯員に関する事項

(2) 基準となる期日又は期間

全国消費実態調査は，直前の全国消費実態調査を行った年から5年目に当たる年に行う。

甲調査は，実施年の9月，10月及び11月の3か月間について行う。ただし，単身世帯は，10月及び11月の2か月間について行う。

乙調査は，実施年の9月，10月及び11月のうち1か月間について行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

① 甲調査

総務省—都道府県—市町村—統計調査員（又は民間事業者）—報告者

② 乙調査

総務省—都道府県—統計調査員—報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

① 統計調査員

ア 統計調査員は，甲調査にあつては市町村長の調査実施上の指導，乙調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて，担当調査区内にある甲調査世帯又は乙調査世帯に係る調査票の配布及び取集，関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務（以下「調査員事務」という。）を行う。

イ 前記アの規定にかかわらず，都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は，甲調査にあつては市町村長の調査実施上の指導，乙調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて，統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導，調査票その他の関係書類の検査及びこれらに附帯する事務（以下「指導員事務」という。）を行うものとする。

ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず，特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは，市町村長の定めるところにより，指導員が当該事務を行うものとする。

② 民間事業者

ア 甲調査にあつては市町村長から実地調査に係る業務を受託した民間事業者は、当該市町村長の担当調査区内の実地調査を当該市町村長に代わり行う。

イ 民間事業者及びその民間事業者を使用される者は、定められた仕様書等に基づき、統計調査員に代わり、調査員事務及び指導員事務を行う。

③ 調査の方法

調査は、甲調査にあつては調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者を使用される者が調査票を担当調査区内の甲調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行い、乙調査にあつては調査員等が調査票を担当調査区内の乙調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

また、乙調査世帯に係る年間収入に関する事項並びに世帯及び世帯員に関する事項の調査については、総務大臣が、家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項並びに世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより行う。

ただし、前記4(3)②ただし書き記載による場合には、総務大臣が政府統計共同利用システムから当該世帯に係る報告を求める事項を入手する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

5年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成26年8月15日～12月20日

8 集計事項

(1) 甲調査にあつては次の事項について、総世帯、二人以上の世帯及び単身者の世帯ごとに、全国及び地域別並びに世帯の特性別に集計する。なお、詳細については、別添6に示すとおりである。

- ① 項目別収入と支出に関する事項
- ② 品目別支出に関する事項
- ③ 購入地域、購入先及び購入形態別品目別支出に関する事項
- ④ 主要耐久消費財に関する事項
- ⑤ 年間収入に関する事項
- ⑥ 貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項
- ⑦ 住宅及び宅地に関する事項
- ⑧ 各種世帯属性別世帯の分布に関する事項

(2) 乙調査にあつては個人的な収支に関する事項について、全国及び地域別並びに世帯の特性別に集計する。なお、詳細については、別添6に示すとおりである。

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、実施年の翌年の12月末日までにインターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行する。

10 使用する統計基準

産業分類は、日本標準産業分類に基づいたものとする。職業分類については、本人のしている仕事の内容の報告を求めているが、家計収支への影響が大きい就業・非就業の別や勤め先も加味した独自の職業分類を用いるため、日本標準職業分類は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし。